

福田市長！成人ぜん息患者医療費助成制度の充実をしてください

二月一五日から三月一八日まで、議会が開催されました福田市長のもとで開催される三回目の予算議会となります。福田市長は昨年「行政改革」として行政の全般的見直しをおこなっています。

その対象には、市民の暮らしと健康にかかわる事業も含まれています。そのうちのひとつに川崎市が国に先駆け、全国で初めて実施した「成人ぜん息患者医療費助成制度」があります。川崎市が毎月発表をしている「川崎市公害健康被害補償事業の実施状況」では、同制度の昨年の一年間の新規認定者は一〇〇〇人（一二月認定者は未発表）を超えています。

そのうちの六割を超える新規認定者は、宮前区、多摩区、麻生区に集中しています。これらの地域は、みどり豊かな地域です。にもかかわらず、ぜん息患者が多発している状況が続いています。なぜ、この地域にぜん息患者が多く発生するのかその原因を究明することが必要なのではないでしょうか。

原因を明らかにし、その原因を取り除き、市民の命と健康を第一に考えた行政をおこなうことが今求められているのではないのでしょうか。

「行政改革」で制度を見直さないでください

厚生労働省は「ぜん息死ゼロ」作戦を立て、特段の対策を講じています。

ぜん息治療にとって必要なことは、川崎市も条例制定時に提案主旨のなかで「早期発見と早期治療が必要」と述べています。

喘息治療では、主治医の指示に従い、薬の服用などが症状の増悪を防ぎ、回復にとって必要と言われています。治療費と薬代で一回に七〇〇〇円程度（三割負担）が必要で

す。表は昨年一年間にふえた成人ぜん息患者と行政区別の患者数です。市内のぜん息患者数は小児ぜん息が七五三三人成人ぜん息患者が六四三一人です。まだ、制度を知らない方が多数おられます。ご相談は、お近くの事務所に（一）連絡ください。

2015年1年間の条例新規患者数の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計数
全体	116	67	100	106	101	94	98	86	71	73	105	103	1120
川崎区	13	9	9	13	10	10	6	12	2	7	7	11	109
幸区	14	4	9	9	5	5	10	5	2	2	9	3	77
中原区	13	7	9	9	9	14	6	6	7	3	8	11	102
高津区	18	12	11	7	10	11	13	12	10	9	12	12	137
宮前区	12	11	14	15	14	11	16	14	19	22	19	25	192
多摩区	10	5	9	14	19	10	11	6	7	9	19	11	130
麻生区	36	19	39	39	34	33	36	31	24	21	31	30	373

2016年3月30日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子 2-8-1-304 ☎211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延 1-13-45-102 ☎833-9601